

アベリスツイス大学と与謝野町役場との覚書

第1条 合意根拠

アベリスツイス大学（UK SY23 2AX ウェールズ アベリスツイス ペングレイス）と与謝野町役場（629 - 2292 京都府与謝郡与謝野町岩滝 1798 - 1）は産学連携と文化協力を促進するためにここに覚書を作成する。

両機関は、共同で探索することによって相互利益となる学術的領域が存在すること宣言する。

第2条 合意の目的

覚書の目的は下記の事項について、両機関における継続的な対話を促進することである。

- 2.1 学問的相互利益の識別、主に関連したコースの提供
- 2.2 潜在的な研究機会の識別及び主導
- 2.3 情報の伝達及び職員・学生の経験の共有
- 2.4 英語力の提供及びその他必要とされる課程・講座の提供

第3条 覚書

覚書により、両機関は下記の事象を探索する。

- 3.1 教育、勉学、学問研究のための職員、学生、研究者の交流を促進する。
- 3.2 法的な制限のない本、発刊物及びその他学術情報などの交流の奨励
- 3.3 両機関における職員、学生の共同研究（発表やその他適切な活動を含む）の着手

第4条 今後の展開

両機関は下記のような共同可能性が見つかった場合には、保証債務や規則の記載された覚書を別途作成することとする。

- ・職員や学生の交流プログラム。両機関はプログラムを導入した結果として、多額の経費を支払う義務を背負うものではない。
- ・一方、もしくは双方の受賞の元となる共同プログラムの展開

第5条 コーディネーターの任命

両機関は互いの円滑な対話のためにコーディネーターを1名任命する。

第6条 有効期間及び有効期間の継続

この覚書は2015年3月より3年間有効であり、その後は文書の交換により更新することができる。アベリスツイス大学はこういった公開リストの覚書を保持する。

第7条 協定終了

この覚書は両機関のいずれかによる文書による申し出の6ヵ月後、あるいは当覚書の完了により終了となる。